

## 2 指定基準の主な内容について

### (1) 人員に関する基準について

#### ① 施設訓練等支援における人員基準について

基本的には、現行の最低基準を基に、必要な検討を加え、各施設ごとに入所者の処遇に直接従事する職員の員数等について規定することとしている。

その際、重度障害者への適切な対応を図るため、障害程度区分を支援費の額に反映させることとしていることも踏まえ、重度の入所者に配慮した人員配置基準とする方向で検討している。

なお、これまでの重度身体障害者更生援護施設及び重度身体障害者授産施設の施設類型については廃止することとしている。

#### ② 居宅生活支援における人員基準について

身体障害者、知的障害者、障害児を対象に実施されている現行の居宅生活支援事業の各運営要綱を基に必要な検討を加え、それぞれのサービス毎に職員の員数等について規定することとしている。

### (2) 設備に関する基準について

#### ① 施設訓練等支援における設備基準について

基本的には、現行の最低基準を基に必要な検討を加え、各施設ごとに入所者の処遇に直接必要な設備・備品等について規定することとしている。

その際、重度の入所者に配慮した設備基準とする方向で検討している。

#### ② 居宅生活支援における設備基準について

身体障害者、知的障害者、障害児を対象に実施されている現行の居宅生活支援事業の各運営要綱を基に必要な検討を加え、それぞれのサービス毎に必要な設備について規定することとしている。

### (3) 運営に関する基準について

運営に関する基準については、利用者と事業者の関係及び事業者と市町村・都道府県との関係で必要となる事項について規定することとしている。

具体的には、利用者へのサービス提供にあたって事業者が書面を交付して説明すべき事項、利用者の受給資格等の確認、支援費支給申請に係る援助、支援費の代理受領、各種記録の作成、市町村への通知等の事項が考えられる。

なお、運営に関する基準中に、指定居宅支援事業者又は指定施設等は正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないこととする規定（応諾義務）を置くこととしている。

サービスの提供を拒否できる正当な理由に該当する場合としては、

- ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
  - ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
  - ③入院治療の必要がある場合
- 等が挙げられる。

### (4) 基準該当居宅支援に係る人員・設備等

#### ① 基本的な考え方

市町村は、居宅支給決定を受けた者が、居宅支給期間内において、指定居宅支援以外の居宅支援（以下「基準該当居宅支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令の定めるところにより、当該基準該当居宅支援に要した費用（特定費用を除く）について、特例居宅生活支援費を支給することができる。

基準該当居宅支援とは、指定居宅支援事業としての指定を受けるべき要件（法人格、人員、設備及び運営に関する基準）のうち一部を満たしていない居宅支援事業者で、一定の水準を満たすサービスの提供を行うものにつき、そのサービスについて「基準該当居宅支援」として支援費支給の対象とすることにより、多様な事業者の参入を可能とし、地域においてきめ細やかなサービスを提供すること

を可能とするものである。

## ② 基本的な枠組み

多様な事業主体の参入を促し、地域においてきめ細やかなサービスを提供できるよう、サービスの質の確保に留意しつつ、指定居宅支援事業者が満たすべき人員、設備及び運営に関する基準の緩和を図ることとし、法人格がない場合であっても、基準該当居宅支援の対象とする方向で検討中である。

具体的には、基準該当居宅支援を行う事業所が満たすべき人員、設備及び運営に関する基準を、厚生労働省令により規定することとしている。

なお、知的障害者地域生活援助（グループホーム）については、長期間生活する場であることに着目し、事業実施についての継続性・安定性の確保を図る観点から、基準該当に関する規定を設ける必要があるか否かについて検討中である。